

ジョージア日本語学校規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 名称及び所在地
本校はジョージア日本語学校（以下「学校」という）と称し、英文名は GEORGIA JAPANESE LANGUAGE SCHOOL とする。本校は W.H.BARNES EDUCATION CENTER (1550 PEBBLEBROOK CIRCLE MABLETON, GA 30126) に設置する。
- 第 2 条 組織
本校は、最高決定機関としての父母総会及び業務遂行機関としての運営委員会をもって組織する。
- 第 3 条 目的
本校は、在米日本人児童・生徒を主な対象とし、日米両文化に支えられ、両国及び世界の平和と繁栄に貢献し得る、実践力・創造力を備えた、協調精神、国際性豊かな、誇りある日本人の育成及び自己の置かれた如何なる困難をも克服し、常に進歩と向上に邁進する心身共に逞しい人間を形成することをその主な目的とする。
- 第 4 条 本校の事業
本校は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
(1) 本校に通学する児童・生徒に対する日本語による日本の教育制度に準じた教育の実施
(2) 本校の運営に必要な財政の確立及び運用
(3) 目的の達成に必要な地域社会との交流
(4) その他目的達成に必要なこと

第 2 章 本 校 の 制 度

- 第 5 条 学級の設置
第一項 本校に普通コースとして、幼稚部・小学部・中学部・高等部を設け、就学対象者は本邦教育
年令に準ずるものとする。
第二項 前項の他、基礎クラス及び国際学級等の特別クラスを設置することが出来るものとする。
- 第 6 条 学期
本校の学期は 3 学期制とし、期間は次の通りとする。
第一学期 4 月～ 7 月
第二学期 8 月～ 12 月
第三学期 1 月～ 3 月
- 第 7 条 入学資格及び入学許可
第一項 入学資格は、原則として日本国籍を有する本邦教育適用学齢者とする。
第二項 入学資格は、4 月 1 日現在で、幼稚部は満 5 才以上の者、小学部は満 6 才以上の者、中学部
は満 12 才以上の者、高等部は満 15 才以上の者とする。
第三項 入学資格は、父母がジョージア日本人商工会傘下の「はなみずき会」会員であること。
第四項 入学許可は運営委員会が行う。
第五項 日本国籍を有しない者についても、運営委員会が入学を許可することが出来る。
第六項 基礎クラス及び国際学級等特別クラスの入学許可についても、運営委員会が行う。

第 8 条 授業日等

第一項 授業日は土曜日とし、年間授業日数は原則として43日間とする。

第二項 必要に応じて夏期講習等特別授業を行う。

第三項 前項及びその他行事等に関しては、教育活動年間計画に定める。

第 9 条 授業科目及び授業時間

授業科目及び授業時間は、父母総会において承認される教育活動年間計画で定める。

第 10 条 入学手続

本校の入学を許可された者は、所定の様式に必要な事項を記入し第44条に定める入学金を添えて事務局に提出するものとする。

第 3 章 父 母 の 資 格 及 び 権 利 ・ 義 務

第 11 条 当規約における「父母」の定義

当規約における「父母」とは本校に児童・生徒を通学させる保護者をいう。

第 12 条 資格の得失

第一項 父母の資格を得るのは、児童・生徒の入学が許可された日とする。

第二項 父母の資格を失うのは、児童・生徒が卒業または退学した日とする。

第 13 条 父母の権利

父母は次の権利を有する。

(1) 本校事業に基づく利益を平等に受けること。

(2) 本校諸会議に出席し、意見を述べること。

第 14 条 父母の義務

父母は次の義務を負う。

(1) 本校規約を守ること。

(2) 本校事業に誠意を持って協力すること。

(3) 児童・生徒の入学金、授業料及び教材費を納入すること。

第 4 章 機 関 と そ の 構 成 及 び 権 限

[第 1 節 総 則]

第 15 条 本校の機関

本校に次の機関を置く。

(1) 父母総会

(2) 運営委員会

第 16 条 会議の成立

父母総会、運営委員会は、構成員のうち過半数の出席及び委任状をもって成立する。

[第 2 節 父母総会]

第 1 7 条 構成及び権限

父母総会は、本校の最高機関であって運営委員及び父母で構成される。

第 1 8 条 父母総会の招集

父母総会は、毎年原則として 4 月に運営委員会がこれを招集する。

臨時父母総会は、運営委員会が必要と認めた時、運営委員会がこれを招集する。

第 1 9 条 付議事項

次の事項は、必ず父母総会の議を経なければならない。

- (1) 当規約の改廃
- (2) 活動方針及び教育活動年間計画の承認
- (3) 予算及び決算の承認
- (4) 運営委員会の推薦する運営委員及び会計監査の承認

第 2 0 条 議長

議長は、父母総会の都度父母のうちから選出する。

[第 3 節 運営委員会]

第 2 1 条 構成

運営委員会は、運営委員をもって構成する。

第 2 2 条 業務

運営委員会は、次の業務を行う。

- (1) 父母総会の決定に基づく本校業務の遂行
- (2) 父母総会の招集
- (3) 父母総会付議事項の立案
- (4) 教員及び事務局事務員の雇用及び執務条件に関する事項の決定
- (5) 第 7 条で定める入学許可
- (6) 対外折衝
- (7) 日常業務遂行のための決定

第 2 3 条 事務局、財務局及び教務部の設置

第一項 本校の運営に関わる諸事項全般を遂行するため事務局を、また会計事務を遂行するため財務局を置き、両局に事務員若干名を置く。事務員は事務局、財務局の兼務をしても良い。事務局については総務担当運営委員が、財務局については会計担当運営委員が事務を統括する。

第二項 教育環境整備等を目的とする教務部を設置する。同部は運営委員会で指名された校長、及び教頭もしくは教務主任により構成され、校長がこれを統括する。教頭、教務主任は校長の職務を補佐する。校長に事故ある場合は教頭がその代理をする。

第三項 文部省派遣教員が一名のみの場合は運営委員会で指名された教務主任をおくことができる。

第24条 事務局、財務局及び教務部の業務

第一項 事務局は学校運営に関わるマネージメント全般を分担する。

主な業務は次のとおり。

- (1) 本校の庶務に関すること。
- (2) 児童・生徒の入退学手続き及び学籍の管理に関すること。
- (3) 本校諸会議の準備及び庶務に関すること。
- (4) 本校所有の什器、備品及び消耗品の管理に関すること。
- (5) 調査収集した資料及び運営関連資料の整理保管に関すること。
- (6) 教職員の人事及び給与に関する庶務。
- (7) 学校運営に関わる対外折衝。
- (8) 教務部の支援に関すること。

第二項 財務局は、本校の会計に関する業務を分担する。

第三項 教務部は次の業務を分担する。

- (1) 教育課程の編成及び進行管理に関すること。
- (2) 学校行事の実施計画の策定及び実施に関すること。
- (3) 進路指導及び教育相談に関すること。
- (4) 現地採用教員に対する監督・指導・助言及び模範授業等の研修の実施に関すること。
- (5) 教材教具の整備計画の策定等に関すること。
- (6) 教材教具の開発に関すること。

第25条 運営等

運営委員会の運営に関しては、別途ジョージア日本語学校運営委員会規約にて定める。

第26条から第29条、96年4月削除

第5章 運営委員

第30条 構成

(98年4月削除)

第31条 運営委員の責務

運営委員は、運営委員会の決定に基づき誠意をもって本校業務を執行すると共に、その執行に関し連帯して責任を負う。

第32条 運営委員の選出

第一項 運営委員の選出においては運営委員会がこれを推薦し、父母総会において承認される。運営委員会は、推薦に際し、運営委員全員の氏名を特定しなければならない。

第二項 運営委員長及び副委員長のポストについては、学校が地域社会の中で重要な役割を占めている現状を考慮し、大所高所の見地からの判断が期待できる人物であれば本校児童・生徒の父母の如何に拘らず選出できるものとする。

第33条 運営委員の定数

運営委員 10名以上15名以内

第34条 運営委員の兼任
(第34条、96年4月削除)

第35条 運営委員長、副委員長、総務担当運営委員及び財務担当運営委員、校長の任務
運営委員長は、本校を代表するとともに運営委員会を代表し、本校業務を統括執行する。
副委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長に事故あるときは、その代理をする。
総務担当運営委員は、事務局を統括する。
財務担当運営委員は、財務局を統括する。
校長(文部省派遣者)は、教務部を統括する。

第36条 運営委員の任期
第一項 運営委員の任期は、原則として父母総会の日から1年とし、一年間の再任は防げない。
第二項 文部省より派遣された教員は、その派遣期間を任期とする。
第三項 新運営委員会運営委員候補者は、父母総会(4月)に向けて次年度予算執行計画(案)等の作成に2月から着手するものとする。

第37条 運営委員の辞任
任期中に運営委員が正当な理由で辞任を申し出た場合は、運営委員会で決定承認ができる。

第38条 運営委員の補充
運営委員が欠員となった場合は、後任者は運営委員会で選出し、決定できる。後任者の任期は、前任者の残余期間とする。

第6章 会計監査委員

第39条 会計監査委員の責務
会計監査委員は、本校の帳簿記録を監査し、監査報告書を運営委員会に提出する。

第40条 会計監査委員の選出及び定数
第一項 会計監査委員は、運営委員会によって推薦され父母総会において承認される。
第二項 会計監査委員の定数は、1名とする。

第41条 準用規定
会計監査委員については、第36条(運営委員の任期)、第37条(運営委員の辞任)及び第38条(運営委員の補充)の規定を準用する。

第7章 本校会計

第42条 本校の会計年度
本校の会計年度は4月1日から翌年3月31日迄とする。

第43条 収入
本校の経費は、入学金、授業料、教材費、補助金、寄付金及びその他の収入を以てこれに充てる。但し、寄付金品を受けるには運営委員会の承認を要する。

第44条 入学金、授業料及び教材費
入学金、授業料及び教材費の徴収に関しては、授業料徴収規定による。

第45条 支出
第一項 本校経費の支出は、父母総会にて承認された予算に従い、運営委員会がこれを行う。
第二項 本校経費は、本校事業目的以外に支出してはならない。

第46条 決算
運営委員会は決算書を作成し、会計監査の監査報告書を付して父母に報告するものとする。

第47条 予算
運営委員会は次年度予算を作成、父母総会に提出するものとする。

第 8 章 そ の 他

第48条 児童・生徒の通学
児童・生徒の通学は保護者が自己の責任において、これを行うものとする。

第 9 章 附 則

第49条 本規約の改廃
本規約を改廃するには、運営委員会が起案し、父母総会で過半数の賛成を要する。

第50条 本規約の施行
本規約は2000年10月から施行する。(理事会を運営委員会と名称変更)
2002年9月改訂の第7条第三項規定は、2003年度から施行する。ただし、2003年度開始時点での在校生は同項の資格を満たさなければならない。